

# 東松山市国土強靱化地域計画 アクションプラン

令和 8(2026)年 4 月

東松山市

# 目次

第1章 アクションプランの基本事項 .....	1
1-1 アクションプランの策定趣旨 .....	1
1-2 アクションプランの計画期間 .....	1
1-3 東松山市国土強靱化地域計画における基本目標 .....	1
1-4 東松山市国土強靱化地域計画における事前に備える目標 .....	1
1-5 東松山市国土強靱化地域計画における「起きてはならない最悪の事態」 .....	2
第2章 取組内容 .....	3
1 こどもの分野 .....	3
2 健康福祉の分野 .....	5
3 環境の分野 .....	9
4 生活基盤の分野 .....	11
5 産業の分野 .....	23
6 市民活躍の分野 .....	25
7 行財政運営の分野 .....	27

## 第1章 アクションプランの基本事項

### 1-1 アクションプランの策定趣旨

東松山市国土強靱化地域計画の実効性を確保し、本市の強靱化を着実に進めていくため、計画に位置付けた推進方針に基づく事業について、適切に進捗管理を行う必要があります。

そのため、東松山市国土強靱化地域計画アクションプランにおいては、第六次東松山市総合計画や各分野別計画との整合性を図りながら、強靱化のための具体的な事業を推進するものとします。

### 1-2 アクションプランの計画期間

アクションプランの計画期間は、第六次東松山市総合計画との整合を図るため令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までとします。各事業の進捗状況、行政需要、財政状況及び災害発生状況等に対応するため、ローリング方式により定期的に見直しを行い、東松山市国土強靱化地域計画の目標達成に向けて事業の推進を図るものとします。

### 1-3 東松山市国土強靱化地域計画における基本目標

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興が図られること

### 1-4 東松山市国土強靱化地域計画における事前に備える目標(行動目標)

- A 被害の発生抑制による人命の保護
- B 救助・救急・医療活動による人命の保護
- C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保
- D 必要不可欠な行政機能の確保
- E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧
- F 経済活動の機能維持
- G 二次災害の発生抑制
- H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復

1-5 東松山市国土強靱化地域計画における「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 / 「起きてはならない最悪の事態」 / ★…重点的に推進する取組

A 被害の発生抑制による人命の保護	
★A-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-2	建物の倒壊により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-3	異常気象(洪水・竜巻)等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
A-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
★A-5	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
B 救助・救急・医療活動による人命の保護	
B-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
★B-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
B-3	ライフラインの長期停止により、地域の衛生状態が悪化する事態
C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	
★C-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
C-2	旅客・物資の輸送が長期間停止する事態
C-3	情報通信の輻輳(ふくそう)・途絶や正確性が低下する事態
D 必要不可欠な行政機能の確保	
★D-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要が大量に発生する事態
E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	
E-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
★E-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
★E-3	上下水道の機能停止が長期化する事態
★E-4	地域活動の担い手不足や感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
F 経済活動の機能維持	
★F-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
G 二次災害の発生抑制	
★G-1	消防力の劣勢により延焼拡大し、大規模火災が発生する事態
★G-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
G-3	危険物・有害物質等が流出する事態
H 大規模自然災害被災後の迅速な再建及び回復	
★H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
★H-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
H-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
H-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
★H-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
H-6	労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第2章 取組内容

## 1. こども

## 基本施策1-1 子育て環境の整備

指標	子育て支援センター利用者アンケートにおける満足度(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
		実績					

推進方針	子育て支援センターにおける防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	<p>・市の子育て支援の中核施設である子育て支援センターについては、子育て家庭のニーズに合ったサービスや機能の充実を図るとともに、災害発生時には避難所として活用するため、安心・安全を最優先とした運営を行い、適切な維持管理を徹底することで、施設の防災機能の強化と長寿命化を図ります。</p>		
事業名	・子育て支援センター事業	担当部署	こども支援課

## 基本施策1-2 乳幼児期からの支援の充実

指標	消防設備点検(前年度)における指摘事項の改善率(%) (公立保育園)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績					

推進方針	保育施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	<p>・公立保育園について、保育ニーズの変化や少子化等を踏まえた適正な規模を見極め、適切な施設整備・維持管理を進めるとともに、こどもたちが安心・安全に過ごせる施設運営のため、保育園危機管理マニュアルの更新や避難訓練等の各種取組を継続して行います。</p> <p>・私立保育園については、耐震化を含めた施設整備や土砂災害警戒区域からの移転計画を行う法人に対し、国県の補助金等を活用するなどの支援を進め、施設の防災機能の強化を図ります。</p>		
事業名	・公立保育園事業 ・民間保育園事業	担当部署	保育課

基本施策1-3 学校教育の充実

指標	劣化状況評価でD評価を受けた 部位を有する学校数(校)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1	1	1	1	0
		実績					

推進方針	学校施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・災害発生時に避難所となる小中学校については、校舎に加え体育館についても環境改善を図り、安全で快適に利用できる環境を整えます。また、施設の損傷や劣化状況等について専門的な定期点検を実施するとともに、大規模改造(質的整備)事業などを活用し、適切な維持管理を徹底することで、施設の防災機能の強化と長寿命化を図ります。		
事業名	・学校整備事業	担当部署	教育総務課

推進方針	学校安全教育の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5
取組内容	・小中学校における危機管理体制の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避することができる能力を身に付け、自他の安全のために主体的に行動できるよう、安全教育を推進します。		
事業名	・教育指導事業	担当部署	学校教育課

推進方針	教職員の危機管理能力の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5,B-1
取組内容	・危機管理マニュアルに基づき、教職員が災害発生時に的確な判断・円滑な対応ができるよう役割等を明確にするとともに、避難訓練や研修等を通じて、危機管理意識の向上とスキルアップを図ります。また、訓練の実施前に、教職員間で危機対応についての十分な共通理解を図るとともに、訓練実施直後に見直しを行い、改善を図ります。		
事業名	・教育指導事業(教職員等研修事業)	担当部署	学校教育課

## 2. 健康福祉

## 基本施策2-1 健康づくりの推進

指標	二次救急の連携医療機関数(機関)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	7	7	7	7	7
		実績					

推進方針	DMATの受入れ体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・災害発生後の初期医療体制の遅れによる災害死を防ぐため、保健所や医師会と連携し、市外から派遣される災害派遣医療チーム(DMAT)の受入れ体制を整備し、急性期に救命救急活動を開始することのできる体制を整えます。		
事業名	・救急医療体制事業	担当部署	健康推進課

推進方針	EMISの活用の促進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・災害医療に関わる各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム(EMIS)の更なる活用を図り、災害対策本部、医療機関、防災関係機関における連携を強化し、迅速に医療情報を収集、伝達、共有することができる体制を整えます。		
事業名	・救急医療体制事業	担当部署	健康推進課

推進方針	医師会・医療機関との連携強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・保健所、医師会及び医療機関との連携強化のため、ICTを活用した地域医療連携を推進するとともに、実効性を高めるための訓練を実施します。		
事業名	・救急医療体制事業	担当部署	健康推進課

推進方針	医薬品・医療資機材の確保体制強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・災害発生直後から医薬品や医療資機材の円滑な供給・受援体制をとることができるよう、薬剤師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、関係機関と具体的な災害を想定した対応方法を確認します。		
事業名	・救急医療体制事業	担当部署	健康推進課

## 第2章 取組内容

推進方針	避難所内の衛生管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-4
取組内容	・密集・密接・密閉が生じやすい避難所内での感染症拡大を防ぐため、衛生環境や健康状態の確認を行う体制を整えるとともに、感染症の予防方法等について啓発し、避難者の意識の向上を図ります。		
事業名	・健康づくり推進事業	担当部署	健康推進課

推進方針	保健活動を担う人材の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-4
取組内容	・トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して継続的に予防活動を行う体制を整えます。		
事業名	・救急医療体制事業	担当部署	健康推進課

### 基本施策2-2 市民病院の充実

指標	災害時対応訓練参加者数(人)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	30	40	50	60	70
		実績					

推進方針	市民病院の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・市民病院について、適切な維持管理により建物の耐震性を維持するとともに、平時における災害時対応訓練の充実を図り、有事の際にも、災害時連携病院として災害拠点病院と連携を図りながら、中等症患者や容体の安定した重症患者を受け入れる体制を整えます。また、災害発生時においても病院機能を維持するため、自家発電設備及び最大3日分程度の燃料の備蓄を維持します。		
事業名	・病院事業	担当部署	市民病院

基本施策2-3 地域福祉の推進

指標	個別避難計画作成率(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	72.0	74.0	76.0	78.0	80.0
		実績					

推進方針	福祉避難所の充実・強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5
取組内容	・災害時の円滑な福祉避難所の開設・運営のため、担当者会議や開設訓練を実施するとともに、福祉避難所対象施設との連携強化を図ります。		
事業名	・福祉総務事業	担当部署	社会福祉課

推進方針	避難行動要支援者避難支援制度の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-1
取組内容	・災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や民生委員など避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援の実効性を高めるため、関連する福祉施設も考慮しながら個別避難計画の作成を推進し、迅速かつ的確な避難支援の確保を図ります。		
事業名	・福祉総務事業	担当部署	社会福祉課

推進方針	DWATの受入れ体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	・災害発生時における高齢者、障害者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携による災害派遣福祉チーム(DWAT)の受入れ体制を整備します。		
事業名	・福祉総務事業	担当部署	社会福祉課

推進方針	災害ボランティア受入れ体制の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	D-1,H-6
取組内容	・様々な分野においてボランティアが継続的に活動へ参加できる仕組みを整備し、地域福祉の担い手の確保・育成に取り組みます。また、災害発生時には、東松山市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターを速やかに設置・運営することで、災害ボランティア活動の円滑な実施を支援します。		
事業名	・福祉総務事業	担当部署	社会福祉課

## 第2章 取組内容

### 基本施策2-5 高齢者福祉の充実

指標	国県等の補助事業に関する情報の事業所への周知回数(回)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1	1	1	1	1
		実績					

推進方針	社会福祉施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・介護施設は、災害が発生した時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震改修、大規模修繕、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により安全性の確保を推進します。		
事業名	・介護保険施設等整備費補助事業	担当部署	高齢介護課

### 基本施策2-6 障害者福祉の充実

指標	市内障害福祉サービス事業所との災害時安否確認訓練実施回数(回)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1	1	1	1	1
		実績					

推進方針	社会福祉施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・障害者施設は災害が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、安否確認訓練を実施し、利用者の安全確保を図るよう啓発します。		
事業名	・障害福祉推進事業	担当部署	障害者福祉課

## 3. 環 境

## 基本施策3-1 良好な地域環境の保全

指標	住宅用太陽光発電設備設置世帯の割合(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	12.6	14.2	15.8	17.4	19.0
		実績					

推進方針	エネルギー供給の自立・分散化の促進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-2
取組内容	・電気の供給が途絶えた場合においても電力を確保するため、住宅等における太陽光発電システムの導入の促進等、地域全体で自立・分散型エネルギーの導入を進め、エネルギー供給における多様化・分散化を促進します。		
事業名	・地球温暖化対策事業	担当部署	環境政策課

推進方針	有害物質流出対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-3
取組内容	・災害発生時に倒壊した建屋等からの有害物質等の拡散・流出による健康被害や環境への影響を防止するため、関係機関と連携し情報共有するとともに、流出した化学物質の種類・性状を把握し、速やかに回収・処理することのできる体制を構築します。		
事業名	・環境対策事業	担当部署	環境政策課

## 基本施策3-2 自然環境の保全

指標	市内の森林面積(ha)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	391	391	391	391	391
		実績					

推進方針	環境保全活動の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-4
取組内容	・本市の特色である豊かな自然環境を地域ぐるみで持続的に保存できるよう支援し、森林が持つ雨水貯留浸透機能や土砂の流出抑制機能の維持・強化を図ります。		
事業名	・環境まちづくり活動支援事業	担当部署	環境政策課

基本施策3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持

指標	災害廃棄物仮置場確保面積 (万㎡)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
		実績					

推進方針	し尿や廃棄物処理体制の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3
取組内容	<p>・災害発生時において、一般廃棄物及び災害廃棄物を収集できる体制を整えるため、「東松山市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかに市民に収集方法を周知するとともに、平時においては関係自治体及び関係団体等との連携体制の充実を図ります。</p>		
事業名	・塵芥処理事業	担当部署	廃棄物対策課

推進方針	災害廃棄物処理体制の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-1
取組内容	<p>・災害時に発生する廃棄物を適正に処理するため、「東松山市災害廃棄物処理計画」に基づき速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、収集方法や仮置場の設定、広域処理を含めた廃棄物の適正処理に取り組みます。</p> <p>・がれき混じり土砂や建物の倒壊等により生じたがれきなど、災害廃棄物の種類により処理体制も異なることから、関係機関との連絡体制を確立するとともに、資機材、人員、仮置場、処分の委託先の確保等について定めるなど、迅速かつ適切に対応できるごみ処理体制の構築に取り組みます。</p>		
事業名	・塵芥処理事業	担当部署	廃棄物対策課

推進方針	クリーンセンターの適切な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-1
取組内容	<p>・クリーンセンターについては、クリーンセンター修繕計画に基づき、計画的な維持管理に取り組み、安定的な稼働を維持します。</p>		
事業名	・塵芥処理事業	担当部署	廃棄物対策課

推進方針	新たなごみ処理施設の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-1
取組内容	<p>・環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用した新たなごみ処理施設の整備に取り組みます。</p>		
事業名	・新ごみ処理施設整備推進事業	担当部署	廃棄物対策課

4. 生活基盤

基本施策4-1 防災・減災対策の推進

指標	災害に備え、日頃から何らかの取組をしている市民の割合(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	82.0	—	83.5	—	85.0
		実績					

推進方針	避難施設の充実と生活環境の改善	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3
取組内容	<p>・災害時の指定避難所となっている市内小中学校の体育館について、避難者の熱中症対策として空調設備の設置を順次進めるとともに、高齢者など要配慮者の利便性向上のため、トイレのバリアフリー化を行います。</p> <p>・避難生活環境の改善を図るため、備蓄物資・資機材の確保・整備に取り組みます。</p>		
事業名	・防災施設整備事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	防災意識の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3
取組内容	<p>・洪水や内水氾濫による被害を最小限に抑えるため、ハザードマップの配布やホームページ等への掲載を通じて洪水浸水想定区域・内水浸水想定区域の周知を図るとともに、自らの身を守るための防災意識を定着させます。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	自主防災組織の強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3,A-5,B-1, E-4,G-1
取組内容	<p>・市民一人一人の災害時の行動が極めて重要であることを踏まえ、防災訓練への幅広い参加を呼びかけるとともに、出前講座等を活用し、自らの身の安全は自分で守るという「自助」の考え方を周知・啓発し、市民の防災意識の高揚及び防災行動力の強化を図ることで、地域全体の被害軽減につなげます。</p> <p>・自主防災組織や消防団など、身近な地域コミュニティによる「共助」の考え方について啓発するとともに、避難所運営等の災害対応に携わることのできる知識や経験を持ち「共助」の中心となる人材を養成するため、自主防災組織リーダー養成研修を実施します。また、東松山市自主防災組織等補助金により、自主防災組織の資機材整備や防災訓練実施に対し助成を行うことで、自助・共助の体制の強化を図ります。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

## 第2章 取組内容

推進方針	避難確保計画の実効性確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3, A-4
取組内容	<p>・民生主管部局や教育部局と連携し、洪水浸水想定区域内等に所在する要配慮者が利用する施設について、避難確保計画が確実に作成されるよう指導を行います。あわせて、作成された計画の内容を定期的に見直すとともに、計画に基づいた訓練が実施されるよう支援します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-4
取組内容	<p>・土砂災害の発生が予想される場合の避難指示等の具体的な発令基準については、国のガイドライン等に基づき適宜見直し・改定を行います。また、定期的な訓練を実施することで、市民が円滑かつ迅速に避難できる体制を確保します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	災害対策本部機能の強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5, D-1
取組内容	<p>・市役所及び市総合会館には既に自家発電設備が整備されていることから、停電時でも72時間の連続運転を可能とするため、非常用発電設備用燃料タンクを適切に維持管理します。</p> <p>・災害発生時における災害対策本部の適切な設置・運営を確保するため、災害対策本部運営マニュアル及び現地災害対策本部運営マニュアルを整備し、それに基づく訓練を実施します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	市登録制メール等の登録促進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5
取組内容	<p>・市の登録制メールや公式SNS、避難所開設状況webアプリなど、より多くの市民に一斉に情報を伝達することのできるツールについては、広報紙やホームページ、防災訓練、各種イベント等を通じて登録を呼びかけます。あわせて、各種団体や民間企業等の協力を得ながら登録促進に取り組みます。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	受援体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	D-1,H-5,H-6
取組内容	<p>・大規模災害により本市が被災した場合に、災害時応援協定等の広域支援に基づく支援物資や応援職員の受入れが効率的に行えるよう、情報連絡体制の整備、派遣職員の集結場所や活動内容の調整方法などを定めた受援計画を適宜見直します。</p> <p>・大規模災害発生時における民間事業者からの物資調達や他自治体からの職員派遣等に関する協定を締結していることから、相手方と定期的に情報交換を行うとともに、緊急時の連絡体制の確認を実施します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	災害用トイレの整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3
取組内容	<p>・避難所における衛生環境を向上させるため、災害時応援協定を活用した仮設トイレの設置を検討するとともに、非常用トイレの備蓄及び適切な使用方法の周知を図ります。</p>		
事業名	・防災施設事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	帰宅困難者対策の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-2
取組内容	<p>・大規模災害時の帰宅困難者対策として、平時から企業や学校における留め置きを周知するとともに、一時滞在施設の整備や非常食の備蓄などの対策を推進します。また、避難誘導などの対応が円滑に進むよう、鉄道事業者や警察との連携強化を図ります。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	災害時の情報提供手段の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-3
取組内容	<p>・大規模災害等に対応するため、全国瞬時警報システム(Jアラート)、防災行政無線、ホームページ、市の登録制メール、公式SNSなど複数の媒体を適切に運用し、情報伝達方法の確保を進めます。また、防災行政無線が聞こえにくい方に対しては、戸別受信機を貸与するとともに、情報発信システムが安定して稼働するよう、適切に維持管理します。</p> <p>・災害時に現地災害対策本部となる各市民活動センター及び高坂図書館においては、情報通信手段の多様化と停電時の非常用電源確保のため、発電機を適切に維持管理します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

## 第2章 取組内容

推進方針	各家庭・各施設における備蓄物資の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-1,E-3
取組内容	<p>・本市において必要となる備蓄物資は、計画的に更新するとともに、関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、緊急時における安定的な物資の確保に取り組みます。あわせて在庫管理や期限管理を徹底し、備蓄品の配置や入替えを適切に行います。</p> <p>・市民自らの責務としては、「ローリングストック」の活用等により、まずは3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品の備蓄を促進するため、出前講座や防災訓練、各種イベント等の機会を捉え、具体的な備蓄方法や保存期限の管理について啓発します。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	防災倉庫の適切な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-1
取組内容	<p>・防災倉庫の点検については、避難所担当職員が毎月1回、備蓄物資及び資機材の在庫と状態を確認します。経年劣化等により機能低下が生じている倉庫については、計画的に修繕や更新を行います。</p>		
事業名	・防災施設整備事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	支援物資等の管理及び輸送体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-1
取組内容	<p>・大規模災害発生時には、市有車両が不足することが想定されます。人員や備蓄物資、外部からの支援物資等の円滑な輸送体制を確保するため、民間事業者との協定締結を進めます。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

推進方針	燃料の確保体制強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-2
取組内容	<p>・大規模災害により被災した場合、食料・衣料・生活物資等の輸送や救出・救助、復旧活動等に使用する車両の燃料等に不足が生じることが予想されるため、各種災害時応援協定の締結を進め、燃料の安定的な確保を図ります。</p>		
事業名	・地域防災事業	担当部署	危機管理防災課

基本施策4-2 計画的なまちづくりの推進

指標	防災機能施設設置公園数(箇所)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	9	10	11	12	13
		実績					

推進方針	市街地における延焼防止対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1
取組内容	・市の中心部や住宅が密集する地域、工業用地など、火災の危険性が高い地域については、建築物の不燃化を促進するため、防火地域や準防火地域の指定を進めるとともに、公園等を活用したオープンスペースの確保を図ります。		
事業名	・まちづくり推進事業	担当部署	都市計画課

推進方針	公園の適正な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1
取組内容	・災害時に、地域の一時集合場所や自主防災拠点として活用される身近な公園に、防災機能を備えた施設の設置を推進します。また、公園施設長寿命化計画に基づき、トイレ等の施設の更新・補修を計画的に実施し、災害に強い公園づくりを進めます。		
事業名	・公園維持管理事業	担当部署	都市計画課

推進方針	災害リスクを踏まえたまちづくり	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3
取組内容	・立地適正化計画に位置付けた防災指針に基づき、居住誘導区域内に残存するリスクに対して防災対策や安全確保の取組を強化するとともに、安全なまちづくりに向けた総合的な対策を推進します。		
事業名	・まちづくり推進事業	担当部署	都市計画課

推進方針	土砂災害防止対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-4
取組内容	・五領沼公園内の急傾斜地が土砂災害警戒区域に該当することから、当該区域を都市公園の一部として位置付け、適切な対策を実施します。		
事業名	・公園維持管理事業	担当部署	都市計画課

## 第2章 取組内容

推進方針	市街地の防災性の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-1
取組内容	・市街地の道路整備においては、安全で快適な歩行環境を確保するため、歩行空間のバリアフリー化を進めます。また、電柱の倒壊による道路閉塞を防止するため、電線類の地中化を推進するとともに、災害時や緊急時の円滑な輸送を確保するため、緊急輸送道路の候補路線に関する整備をあわせて推進します。		
事業名	・市街地基盤整備事業	担当部署	市街地整備課

推進方針	災害に強い市街地の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-1
取組内容	・災害に強いまちづくりを進めるため、地域の安全性と住民の生活の持続性を確保しつつ、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、まちなかウォークアブル推進事業などの各種施策を総合的に推進します。		
事業名	・まちづくり推進事業 ・市街地基盤整備事業	担当部署	都市計画課 市街地整備課

### 基本施策4-3 公共交通ネットワークの形成・維持

指標	交通利便性の満足度(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	35.5	35.5	35.5	35.5	35.5
		実績					

推進方針	公共交通機関における復旧計画の着実な履行	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-2
取組内容	・大規模災害が発生した場合、多くの道路が寸断され、市内循環バスが予定どおり運行できないことが想定されるため、市内循環バスを有効に活用できるよう、体制を整備します。		
事業名	・地域公共交通事業	担当部署	地域支援課

基本施策4-4 道路の整備と維持管理

指標	緊急輸送道路の橋梁耐震化数 (本)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1	1	1	0	1
		実績					

推進方針	災害時における道路機能の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-1,C-2,H-2
取組内容	<p>・避難路や緊急車両が通る道路については、円滑な通行を目的とした道路拡幅などの整備に取り組みます。また、市街化区域内の狭あい道路については、良好な住環境の形成と災害に強いまちづくりを推進するため、狭あい道路整備等促進事業などの制度を活用し、計画的に整備を進めます。</p> <p>・主要幹線道路については、定期点検の結果を踏まえた修繕計画に基づき修繕を実施します。</p> <p>・重点的な老朽化対策が必要な橋梁については、長寿命化に向けて定期点検と必要な修繕を継続的に行い、予防保全を重視した維持管理に取り組みます。また、災害時における道路ネットワークの確保のため、緊急輸送道路における橋梁(跨線橋、跨道橋を含む。)については、計画的に耐震補強を進めます。</p> <p>・道路附属物については、定期点検と必要な修繕を継続的に行い、適切な維持管理に取り組みます。</p>		
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設管理・整備事業</li> <li>・生活道路(側溝)整備事業</li> <li>・生活道路(道路新設改良)事業</li> <li>・生活道路(狭あい道路)整備事業</li> <li>・道路維持事業</li> <li>・橋梁維持事業</li> </ul>	担当部署	道路河川課

推進方針	市街地における街区境界調査の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-3
取組内容	<p>・災害発生後は、道路等のライフラインの早期復旧が重要であることから、円滑な復旧を支援するため、これまでに実施した街区境界調査等の測量成果を適切に管理します。</p>		
事業名	・街区境界調査事業	担当部署	建設管理課

## 第2章 取組内容

### 基本施策4-5 持続性のある上下水道事業の推進

指標	水道管の耐震化率(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	34.1	34.1	34.4	34.6	34.9
		実績					

推進方針	し尿や廃棄物処理体制の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3
取組内容	・災害発生後に、被害を受けた施設や避難所等に仮設トイレ(汲み取り式)を設置する場合においても、し尿等が適正に処理されるよう、関係自治体及び関係団体等との連携を強化し、処理体制の整備・充実に努めます。		
事業名	・し尿収集管理事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	合併処理浄化槽への転換促進と適正管理の徹底	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3
取組内容	・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、循環型社会形成推進交付金を財源とする補助制度を継続して実施し、早期の転換を促進することで水質汚濁を防止します。		
事業名	・浄化槽設置整備事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	下水道機能の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3,E-3
取組内容	・「東松山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道処理施設の点検と更新を計画的に進めるとともに、耐震化等を推進し、施設の機能強化を図ります。		
事業名	・管渠整備事業 ・処理場整備事業 ・ポンプ場整備事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	公共下水道の整備推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3
取組内容	・市街化区域内において公共下水道が未整備の地域について、引き続き計画的に整備を進めます。		
事業名	・管渠整備事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	下水道事業業務継続計画(BCP)の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-3,E-3
取組内容	・大規模災害により下水道施設が被災した場合において、衛生状態の悪化に伴う感染症等の発生を防止するとともに、外部からの支援を受けて被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるため、下水道事業業務継続計画(BCP)の見直しを適宜行い、下水の速やかな排除・処理が行える体制を整備します。		
事業名	・業務継続体制整備事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	応急給水体制の確立	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-3
取組内容	・水道施設が被災し給水が停止した場合、避難所や給水拠点への速やかな応急給水が必要となるため、定期的に応急給水訓練を実施します。また、災害時における飲料水の確保及び給水活動の円滑化・強化を図るため、非常用飲料水袋をはじめとする応急給水資機材の計画的な備蓄を進めます。		
事業名	・応急給水対策事業	担当部署	上下水道経営課

推進方針	水道施設の耐震化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-3
取組内容	・安定して安全な水道水を供給するため、浄配水場や水道管の耐震化を計画的に進めます。		
事業名	・建設改良事業	担当部署	水道施設課

推進方針	危機管理対策マニュアルの充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	E-3
取組内容	・地震や風水害などの災害発生時には、水道施設の被災状況を迅速に把握し、速やかに復旧できる体制を整えます。また、危機管理対策マニュアルを定期的に見直すとともに、職員への周知と訓練を実施します。		
事業名	・水道水安定供給事業	担当部署	水道施設課

基本施策4-6 流域治水の推進

指標	修繕・改修・廃止をした池沼の箇所数(箇所)(累計)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	15	16	17	18	19
		実績					

推進方針	雨水浸水対策の強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3
取組内容	・近年、集中豪雨や大型台風が頻発しており、堤内においても甚大な被害をもたらすことが想定されるため、道路や雨水排水管、下流の河川など相互に関連する施設を総合的かつ計画的に整備し、市街地における内水被害の低減を図ります。		
事業名	・管渠整備事業 ・ポンプ場整備事業	担当部署	下水道施設課

推進方針	内水対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3,G-2
取組内容	・内水対策として、調整池や雨水浸透施設の整備を推進し、浸水被害の解消・軽減を図ります。また、雨水放流可能区域外で行われる開発行為に対し、東松山市雨水流出抑制施設設置基準に基づく雨水流出抑制施設の設置を促進します。		
事業名	・生活排水路整備事業	担当部署	道路河川課

推進方針	河川・水路・池沼の計画的な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-2
取組内容	・河川・水路・池沼について、定期的にパトロールを実施することで、異常箇所を早期に発見し、計画的な維持管理を推進します。		
事業名	・河川維持事業	担当部署	道路河川課

推進方針	河川改修の促進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3,H-5
取組内容	・浸水被害につながる危険性の高い箇所を具体的に示し、河川管理者である国及び県に対して河川改修の早期実施を要望します。		
事業名	・河川総務事業	担当部署	道路河川課

基本施策4-7 快適な住環境の保全

指標	住宅の耐震化率(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	—	—	94.8	—	95.0
		実績					

推進方針	空き家対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1
取組内容	<p>・道路沿線の建物倒壊による被害や交通の麻痺を回避する観点から「東松山市空き家等対策計画」に基づき、管理不全の空き家については所有者に適正な管理を指導するとともに、東松山市老朽空き家除却補助金の活用により除却の促進を図ります。また、著しく危険な空き家等については、必要に応じて行政処分等の措置を実施し、市民の生活環境の安全性を確保します。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	住宅の耐震化率の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	<p>・住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすくするため、無料で受けられる簡易耐震診断を実施します。また、耐震診断や耐震改修に関する各種支援制度や地震時の安全確保に関する対策について、周知・啓発を行い、住宅の耐震化を促進します。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	建築物の応急危険度判定体制の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	<p>・建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、判定士のネットワークを構築し、地震発生を想定した参集・連絡訓練を定期的に行います。あわせて、県が主催する判定作業の模擬訓練への参加により、判定士の知識・技能や経験の向上を図ります。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	市営住宅の適切な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	<p>・市営住宅については、「東松山市公共施設等総合管理計画」及び「東松山市市営住宅等長寿命化計画(R4～R13)」に基づき、公営住宅等整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業等を適宜活用し、適切な維持管理及び更新を計画的に進めます。</p>		
事業名	・市営住宅事業	担当部署	住宅建築課

## 第2章 取組内容

推進方針	土砂災害防止対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-4
取組内容	<p>・開発行為に関する許可や建築基準法に基づく構造規制を行い、土砂災害の防止を図ります。</p> <p>・第一次スクリーニング(既存宅地における大規模盛土造成地の有無等の調査)において抽出された大規模盛土造成地の経過観察を行い、危険性を伴う異常を確認した場合は、第二次スクリーニング(地盤調査や安定計算により滑动崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出する調査)の実施を検討します。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	緊急輸送道路沿線建築物の耐震化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-1
取組内容	<p>・緊急輸送道路沿線の建築物所有者に対して、埼玉県と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する補助制度の周知や啓発を行い、沿線建築物の耐震化を促進します。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	災害に強い市街地の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-1
取組内容	<p>・災害に強いまちづくりを進めるため、地域の安全性と住民の生活の持続性を確保しつつ、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業などの各種施策を総合的に推進します。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

推進方針	住宅復興の支援体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-2
取組内容	<p>・建設型及び民間賃貸住宅借上げ型の応急仮設住宅の供給を円滑に進めるため、平時から埼玉県との連携強化を図るとともに、市営住宅の空き室を活用し、被災者の住まいを確保・提供します。</p> <p>・住宅の応急修理については、修理内容に関する情報提供と被災者の意思確認を行い、迅速な受付体制を整えるとともに、建設事業団体や不動産関係団体など関係機関との連携体制の充実を図ります。</p>		
事業名	・住宅政策事業	担当部署	住宅建築課

## 5. 産 業

## 基本施策5-1 農業の振興

指標	多面的機能支払交付金取組団体数(団体)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	9	9	9	9	10
		実績					

推進方針	農業水利施設の適切な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-3,G-2
取組内容	<p>・農業用水路や農業用ため池等の農業水利施設の老朽化が進んでいることから、農業水利施設の管理者が実施する事業に対して支援を進めるとともに、地震等により堤体が決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池の対策工事を計画的に進めます。また、農業者や地域住民による農地や農業水利施設の適切な維持管理を行うことを目的とする多面的機能支払交付金取組団体の活動を支援し、農業生産基盤の基礎的要素である農業水利施設の補修・更新を促進します。</p>		
事業名	・土地改良事業	担当部署	農業振興課

推進方針	農業生産基盤の災害復旧支援	対応する「起きてはならない最悪の事態」	F-1
取組内容	<p>・埼玉県や土地改良区、農業協同組合といった関連機関と連携し、災害による被害の発見・把握に努め、早期の農業災害復旧を図ります。</p>		
事業名	・農林業振興事業	担当部署	農業振興課

推進方針	農地等の適切な維持管理	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-4
取組内容	<p>・第二次東松山市農業振興基本計画に基づき、鳥獣害対策や遊休農地の発生抑制・解消などを計画的に推進します。</p>		
事業名	・農林業振興事業	担当部署	農業振興課

基本施策5-2 商工業の振興

指標	事業継続計画策定支援セミナー の開催回数(回)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	1	1	1	1	1
		実績					

推進方針	中小企業による事業継続計画策定の促進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	F-1
取組内容	・商工会と連携を図りながら、市内中小企業の事業継続計画策定状況を把握するとともに、セミナー開催等普及啓発を行うことで、事業継続計画策定を促進します。		
事業名	・商工業振興事業	担当部署	商工観光課

## 6. 市民活躍

## 基本施策6-1 市民参加の促進と生活の安全確保

指標	市民活動センターごとの防災訓練実施回数(回)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	2	2	2	2	2
		実績					

推進方針	市民活動センターにおける防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・各市民活動センター(高坂市民活動センターを除く)は、現地災害対策本部、指定緊急避難場所及び指定避難所として、地域における防災拠点としての役割があり、安心して長く利用できるよう公共施設長寿命化計画の10か年実施計画に基づき、計画的な修繕及び維持管理を進めます。		
事業名	・市民活動施設管理事業	担当部署	地域支援課

推進方針	防災訓練の実施	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5,E-4
取組内容	・災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、迅速な初動対応等が重要であることから、実践的な訓練に取り組むとともに、より多くの市民の参加を呼びかけ、地域の防災力向上を図ります。		
事業名	・コミュニティ活動推進事業	担当部署	地域支援課

推進方針	地域防災力の強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	H-6
取組内容	・東松山市自治会連合会と連携し、自治会の活動をわかりやすく伝える啓発チラシ等を作成・周知するとともに、自治会への加入促進に関する協定を締結し、自主防災組織の基盤となる自治会への加入を促進することで、地域防災力の強化を図ります。		
事業名	・コミュニティ活動推進事業	担当部署	地域支援課

基本施策6-2 生涯学習の推進

指標	指定文化財のパトロール実施率 (%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	80.0	85.0	90.0	95.0	100.0
		実績					

推進方針	文化財の防災対策強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1
取組内容	・東松山市文化財保存活用地域計画に基づき、災害発生時に貴重な文化財が失われることのないよう、文化財の防火・耐震対策を強化するとともに、指定文化財のパトロールを定期的に行い、被災履歴や損傷状況などの事前調査・情報収集を進めることで、被災時に迅速かつ適切な復旧が行える体制を整えます。		
事業名	・文化財保存事業	担当部署	生涯学習課

推進方針	生涯学習施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・市民の生涯学習における中核施設である市立図書館、高坂図書館及びきらめき市民大学について、災害発生時には避難所となることから、安心・安全を最優先とした運営を行い、適切な維持管理を徹底することで、施設の防災機能の強化と長寿命化を図ります。		
事業名	・市民大学施設管理事業 ・図書館施設維持管理事業	担当部署	生涯学習課

推進方針	スポーツ施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2
取組内容	・東松山市民体育館は、市民がスポーツに親しむ機会を提供する場であるとともに、災害発生時には避難所となることから、安心・安全を最優先とした運営を行い、適切な維持管理を徹底することで、施設の防災機能の強化と長寿命化を図ります。		
事業名	・スポーツ施設管理事業	担当部署	スポーツ課

## 7. 行財政運営

## 健全で効果的な行財政運営

指標	経常収支比率(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	94.5	94.2	93.9	93.9	93.9
		実績					

推進方針	公共施設における防災対策の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-2,D-1
取組内容	<p>・「東松山市業務継続計画・受援計画」に基づき、本庁舎が地震による建物被害により使用できなくなった場合の代替拠点(松山・唐子市民活動センター)での実践的訓練を実施するとともに、必要な資機材・物資の確保を進めるなど、災害対応能力の強化を図ります。</p> <p>・公共施設の被災による避難や救助活動等の障害を防ぎ、市民が安心して利用できるよう「東松山市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的で適切な維持管理を推進します。</p>		
事業名	・財産管理事業 ・公共施設設計監理事業	担当部署	管財課

推進方針	災害時の情報提供手段の確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-2,F-1
取組内容	<p>・災害時における帰宅者や観光客等への支援を円滑に行うため、安全な避難場所への誘導方法や、公共交通機関の運行状況などの情報を的確かつ迅速に提供できる体制を整備します。</p> <p>・災害発生時において、地理的な誤認識や危険性への過剰反応などから生じる風評被害を防ぐため、噂やデマの可能性も踏まえつつ、災害に関する正確な被害情報等を収集するとともに、収集した情報は適時的確に提供します。</p>		
事業名	・広報活動事業	担当部署	広報広聴課

推進方針	情報サービスの維持・向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	C-3
取組内容	<p>・災害時にシステムが停止するリスクを低減し業務の継続性を確保するため、ガバナメントクラウドやデータセンターの活用など、情報システムの可用性維持に向けた取組を推進します。</p> <p>・災害発生時には、災害時用統一SSID「00000JAPAN」を運用し、避難者が携帯電話等の通信が輻輳している状況でも安否確認や情報収集などを行えるよう、市内の公共施設に公衆無線LANを整備します。</p>		
事業名	・情報保守管理事業	担当部署	情報政策課

## 第2章 取組内容

推進方針	安定的な財政運営	対応する「起きてはならない最悪の事態」	D-1
取組内容	・財政の健全性の維持・向上を図り、災害時の迅速な復旧・復興を推進するため、市税をはじめとする自主財源の確保に努めます。また、経常的支出の抑制や公共施設のあり方の見直し、事務事業の必要性や優先順位に基づく選択と集中などを通じて、歳出抑制に取り組めます。		
事業名	・財政運営事業	担当部署	財政課

推進方針	ICT部門の業務継続計画の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	D-1
取組内容	・業務継続計画を補強するため、非常時優先業務において使用される情報システムについて、業務継続の視点から責務を果たすための戦略的な対策計画及び災害時における効率的な行動計画を明確化するICT部門の業務継続計画を作成します。		
事業名	・情報保守管理事業	担当部署	情報政策課

推進方針	資金支払方法の整備及び職員への情報共有	対応する「起きてはならない最悪の事態」	D-1
取組内容	・庁舎や指定金融機関が被災し会計システムが停止した場合において、緊急的に現金で物資等を購入する必要性が生じた際に円滑に事務が行えるよう、「非常災害時における『資金前渡』取扱事務マニュアル」を作成し、庁内において情報の共有を図ります。		
事業名	・出納事業	担当部署	会計課

消防・救急体制の強化

指標	消防団員定数充足率(%)		R8	R9	R10	R11	R12
		目標値	91.0	98.0	100.0	100.0	100.0
		実績					

推進方針	消防体制の強化と施設や設備の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1,B-1
取組内容	<p>・災害時に防災拠点となる消防施設について、老朽化した施設を計画的に更新するとともに、停電時に備えた非常用発電設備の設置・更新を推進します。</p> <p>・消防施設が被害を受け機能不全に陥った場合を想定し、他の公共施設等の一部を借用して各種防災活動を行えるよう、代替施設の整備や運用方法の検討を進めます。</p> <p>・緊急通報の増加に対応するため、埼玉西部地域消防指令センターと連携し、消防救急デジタル無線施設及び通信指令施設の計画的な更新整備を進め、大規模災害時にも適時かつ確に運用できる体制を維持します。</p> <p>・災害対応能力を強化するため、消火能力の高い圧縮空気泡消火装置を搭載した車両の配備及び車両の小型化・軽量化による機動力の向上を図るとともに、「消防力の整備指針」に基づき、車両の集約化及び長期使用を見据えた消防体制を整備します。</p>		
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理事業</li> <li>車両管理事業</li> </ul>	担当部署	比企広域消防本部 (消防総務課・ 警防課)

推進方針	消防団の充実・強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1
取組内容	<p>・地域防災力の充実・強化を図るため、新規消防団員募集のPRを行うとともに、団員の活動技術向上を目的とした研修会や訓練を実施します。また、女性消防団員が活動しやすい環境づくりや地域との連携強化に努め、消防団の活性化を図ります。あわせて、消防団の施設や資機材を充実させるため、比企広域市町村圏組合の消防車両や資機材等について計画的な更新・整備を進めます。</p> <p>・魅力ある消防団組織を構築するため、消防団員の処遇改善や福利厚生事業を積極的に推進するほか、消防団設備整備費補助金を活用し、資機材の整備・充実を図ります。</p>		
事業名	・消防団活動事業	担当部署	比企広域消防本部 (消防総務課・ 警防課) 東松山消防署

## 第2章 取組内容

推進方針	火災予防の啓発と被害の抑制	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-1,A-5
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生時に家庭や事業所などでの火災を防ぐため、感震ブレーカーの普及を推進します。あわせて、避難時のブレーカー遮断、再通電時における電気機器の点検などの周知啓発を強化します。</li> <li>・火災による被害を軽減するため、住宅用消火器や住宅用火災警報器の設置促進を目的とした広報やイベントによる普及啓発を行うとともに、地域関係団体との連携強化を図ります。</li> <li>・多数の人が出入りする防火対象物における出火防止対策として、事業所や店舗等に対して計画的な立ち入り検査を実施し、適切な防火管理体制の確保や消防用設備の維持管理に関する指導を行います。</li> <li>・地域における防災力向上のため、「自助」の重要性を周知し、それに則した消防訓練を実施していきます。</li> <li>・住宅火災の発生防止を図るため、各地域で自主防災組織が主体となり、地域の消防団と連携して訓練を実施できる体制の構築を推進します。</li> </ul>		
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気火災予防事業</li> <li>・住警器設置率向上対策事業</li> <li>・予防査察事業</li> <li>・地域消防力向上対策事業</li> <li>・消防団活動事業</li> </ul>	担当部署	比企広域消防本部 (予防課) 東松山消防署

推進方針	消防職員の災害対応能力の向上	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員の災害対応能力向上を目指し、人材育成のための研修や、災害現場での指揮命令系統の確立及び現場対応の連携強化を目的とした、より実践的な訓練を計画・実施します。</li> </ul>		
事業名	・消防活動・職員研修事業	担当部署	比企広域消防本部 (警防課)

推進方針	受援体制の整備	対応する「起きてはならない最悪の事態」	A-5,B-1
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の発生に備え、応援部隊の受入れ体制を整備するため、各種対応マニュアルの作成や受援計画の見直しを適宜行うとともに、消防団との連携強化を目的とした訓練を実施します。</li> </ul>		
事業名	・消防活動事業	担当部署	比企広域消防本部 (警防課)

推進方針	救急医療体制の強化	対応する「起きてはならない最悪の事態」	B-2
取組内容	<p>・救急救助体制を充実・強化するため、市民に対して心肺蘇生法(CPR)や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなどの救命処置を普及させるため、救命講習会を行います。</p> <p>・大規模災害発生時には、医療機関自体が被災する可能性もあるため、自治体と連携して場外離着陸場付近に応急救護所を設け、航空機を活用した広域医療体制を整備します。あわせて、医療機関以外の施設にも軽症者向けの救護所を設置します。</p> <p>・大規模災害で病院機能が低下した場合、傷病者の受入れが困難になることが想定されるため、大型エア TENT を配備し応急救護所やトリアージポストとして活用するなど、病院機能を補完する仮設施設を設置します。</p>		
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災啓発事業</li> <li>・消防活動事業</li> <li>・救急事業</li> </ul>	担当部署	比企広域消防本部 (警防課)

推進方針	消防水利の充実	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-1
取組内容	<p>・比企広域市町村圏組合が一体となった「消防水利の基準」を作成し、構成市町村と消防水利の設置について協議を行うことで、老朽化した防火水槽の長寿命化を含めた長期更新計画を進めます。</p>		
事業名	・消防防災施設整備事業	担当部署	比企広域消防本部 (警防課)

推進方針	有害物質流出対策の推進	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-3
取組内容	<p>・危険物流出事象が発生した場合は、速やかに流出源を特定し、流出量を迅速に算定します。また、汚染地域の拡大を防止するため、想定される状況を踏まえたシミュレーション訓練を実施します。</p>		
事業名	・環境対策事業	担当部署	比企広域消防本部 (予防課)

推進方針	危険物・高圧ガス施設の安全確保	対応する「起きてはならない最悪の事態」	G-3
取組内容	<p>・市内の危険物・高圧ガス施設の関係者等と連携を強化し、事故防止対策を促進します。また、事業所等への立入検査を実施し、自主点検や保安教育などを通じて、事業所における安全確保の指導を徹底します。</p>		
事業名	・予防保安事業	担当部署	比企広域消防本部 (予防課)





**東松山市国土強靱化地域計画 アクションプラン**  
令和8(2026)年4月

東松山市 市民生活部 危機管理防災課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-23-2221(代表)

FAX 0493-22-7799

<https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>